

ID: 1746

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	特定地域型保育事業者に対する勧告履行命令					
法 令 名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法 第51条第3項					
法 令 番 号	平成24年法律第65号					
【基準】						
<p>法第51条の規定による。</p> <p>(勧告、命令等)</p> <p>第51条 市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるとときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第46条第2項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従つて地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 第46条第5項に規定する便宜の提供を地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			